

平成 2 1 年 第 1 回 定 例 会
群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会
会 議 録

会 期

平成 2 1 年 2 月 1 3 日

群 馬 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会

平成21年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出欠席議員氏名	2
説明の為出席した者	2
職務の為出席した広域連合事務局職員	3
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	4
日程第2 会議録署名議員の指名	4
日程第3 会期の決定	4
日程第4 同意第1号 副広域連合長の選任について	4
提案理由の説明 松浦広域連合長	4
日程第5 同意第2号 公平委員会の委員の選任について	5
提案理由の説明 松浦広域連合長	6
日程第6 承認第1号 平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の 専決処分について	6
提案理由の説明 松浦広域連合長	6
提案理由の詳細説明 土屋事務局長	7
日程第7 承認第2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する 協議についての専決処分について	8
提案理由の説明 土屋事務局長	8
日程第8 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員 の給与に関する条例の制定について	
日程第9 議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付 費等準備基金条例の制定について	
日程第10 議案第3号 群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置 条例の一部を改正する条例について	
日程第11 議案第4号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の 一部を改正する条例について	
日程第12 議案第5号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	

日程第 1 3	議案第 6 号	群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
日程第 1 4	議案第 7 号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	
日程第 1 5	議案第 8 号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	
		以上 8 議案の一括上程	9
		提案理由の説明 土屋事務局長	9
日程第 1 6	議案第 9 号	平成 2 0 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号)	
日程第 1 7	議案第 1 0 号	平成 2 0 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)	
		以上 2 議案の一括上程	13
		提案理由の説明 松浦広域連合長	13
		提案理由の詳細説明 土屋事務局長	14
日程第 1 8	議案第 1 1 号	平成 2 1 年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	
日程第 1 9	議案第 1 2 号	平成 2 1 年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 の一括上程	17
		提案理由の説明 松浦広域連合長	17
		提案理由の詳細説明 土屋事務局長	18
日程第 2 0	議案第 1 3 号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	
日程第 2 1	議案第 1 4 号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	
		以上 2 議案の一括上程	22
		提案理由の説明 土屋事務局長	22
日程第 2 2	一般質問		23
閉 会			26
会議録署名議員			27
参考資料			
	議案等審議結果一覧表		31

平成21年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：平成21年2月13日（金曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室

◎議事日程 第1号

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 同意第1号 副広域連合長の選任について

日程第5 同意第2号 公平委員会の委員の選任について

日程第6 承認第1号 平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

日程第7 承認第2号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について

日程第8 議案第1号 群馬県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例の制定について

日程第9 議案第2号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例の制定について

日程第10 議案第3号 群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第4号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第5号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第6号 群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第7号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第8号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 議案第9号 平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算(第1号)
- 日程第17 議案第10号 平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第11号 平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計
予算
- 日程第19 議案第12号 平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計予算
- 日程第20 議案第13号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議に
ついて
- 日程第21 議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議に
ついて
- 日程第22 一般質問

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

◎出席議員(17名)

3番 丸山和久	4番 北村久瑩
5番 佐藤光好	6番 矢島征司
7番 半田栄	8番 金井康夫
9番 高山吉右	10番 高橋敬
11番 針谷賢一	12番 高橋總一郎
13番 上原和明	14番 藤生英喜
15番 石川眞男	16番 黒澤功
17番 山田光次	18番 砂山芳夫
19番 川島洋	

◎欠席議員(2名)

1番 青木登美夫	2番 関本照雄
----------	---------

◎説明のため出席した者

広域連合長 松浦幸雄	副広域連合長 鈴木和雄
事務局長 土屋秀夫	事務局次長 岩佐信一
業務課長 須田利秀	会計課長 青木哲

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長	信澤和秀	議会書記	林昌宏
主幹	阿佐美忍	主任	林寛昭
主幹	福井保次郎	主幹	小林哲彦
主幹	唐澤伸介	主幹	齋藤博

◎開 会

午後 1 時 3 2 分

○ 議長（金井康夫君）

ただ今の出席議員は 17 名で定足数に達しております。

これより平成 21 年第 1 回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、第 1 号でお手元に配付したとおりであります。

◎開 議

○ 議長（金井康夫君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の欠席通告者は、1 番青木登美夫議員、2 番関本照雄議員の以上 2 名であります。

◎諸 般 の 報 告

○ 議長（金井康夫君）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記長（信澤和秀君）

8 月の平成 20 年第 2 回定例会以降の諸報告を申し上げます。

初めに、広域連合議員の異動について申し上げます。館林市選出の長谷川議員は、広域連合議員を、去る 9 月 25 日に辞職し、新たに同日開会の館林市議会において、高山吉右議員が当選された旨の報告がありました。

次に、監査委員から、定期監査の結果及び 6 月分から 11 月分までの現金出納検査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたから、御了承願います。以上でございます。

◎議席の指定

日程第1、議席の指定を行います。

今回新たに選出されました広域連合議員の議席については、ただ今御着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（金井康夫君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、14番藤生英喜議員、16番黒澤功議員、以上2名を指名いたします。

◎会期の決定

○ 議長（金井康夫君）

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決まりました。

◎副広域連合長の選任

○ 議長（金井康夫君）

次に日程第4、同意第1号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程されました同意第1号「副広域連合長の選任について」御説明申し上げます。

広域連合の副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を得て、関係市町村の長のうちからこれを選任することとされております。現在、任期満了に伴い、欠員となっておりますところの副広域連合長としてみなか

み町長鈴木和雄氏を選任いたしたく議会の御同意をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（金井康夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第1号を採決いたします。お諮りいたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

（副広域連合長 入場）

○ 議長（金井康夫君）

ただ今副広域連合長に選任同意と決定いたしました鈴木副広域連合長から、あいさつのため、発言の申し出がありますので、これを許可します。副広域連合長。

◎副広域連合長あいさつ

（副広域連合長 自席より）

○ 副広域連合長（鈴木和雄君）

ただ今副広域連合長に選任されました、群馬県町村会長みなかみ町長の鈴木でございます。もとより、浅学の身ではありますが、皆様方の指導をいただきながら、その職責を果たしていきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。副広域連合長。

◎公平委員の選任

○ 議長（金井康夫君）

次に、日程第5、同意第2号「公平委員会の委員の選任について」を議題といたします。

す。提出者から、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程されました同意第2号「公平委員会の委員の選任について」御説明申し上げます。

広域連合公平委員会委員につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を得て選任することとされております。現在、広域連合公平委員会委員であります戸所仁治さんが、平成21年3月26日をもちまして任期満了となりますが、同氏を再び広域連合公平委員会委員に選任いたしたく議会の御同意をお願いするものであります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（金井康夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終わります。

これより、同意第2号を採決いたします。お諮りいたします。本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

◎専決処分の承認について

○ 議長（金井康夫君）

次に日程第6、承認第1号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」を議題といたします。提案者からの提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今上程となりました承認第1号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」提案理由の御説明を

申し上げます。

お手元の議案書、3ページを御覧いただきたいと思います。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいた補正予算でございます。同条第3項の規定により御報告をし、御承認をお願いするものであります。

詳細につきましては事務局から説明させますが、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（金井康夫君）

事務局長。

○ 事務局長（土屋秀夫君）

承認第1号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」御説明申し上げます。

お手元の議案書、8ページ及び9ページを御覧ください。補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額1,596億6,379万8千円に、それぞれ206万9千円を追加し、1,596億6,586万7千円とするものでございます。それでは、歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書により御説明申し上げます。14ページ及び15ページを御覧ください。まず、歳入でございます。1款「市町村支出金」は、構成市町村からの負担金で、206万9千円を追加するものでございます。続きまして16ページ及び17ページを御覧ください。歳出につきまして、御説明申し上げます。1款「総務費」1項「総務管理費」の1目「一般管理費」でございます。臨時職員の増員に伴う人件費として、共済費及び賃金、あわせて206万9千円を追加するものでございます。この予算の補正につきましては、国の特別対策等、制度の見直しに対応するため、時間外勤務が著しく増加するなど、職員の負担が大きくなっていることから、臨時職員を4人から6人に増員したことに伴うものでございますが、制度の見直しの実施については、早急に対応する必要があり、臨時職員の雇用についても急を要したことから、平成20年9月11日付けで専決処分をさせていただきました。以上、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分を御報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（金井康夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決しました。

○ 議長（金井康夫君）

次に日程第7、承認第2号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について」を議題といたします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（土屋秀夫君）

ただ今上程されました承認第2号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について」の提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書18ページを御覧ください。これは議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害に対する補償事務を共同処理するため、加入している群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議でございます。協議の内容について御説明申し上げます。

20ページを御覧ください。平成21年5月5日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富士見村が廃され、その区域が同組合の組織団体である前橋市に編入されることにより、別表中の文言を整理するための規約変更について協議するものでございます。この協議につきましても、群馬県市町村総合事務組合の提出期限の関係により早急に対応する必要があったことから、平成20年11月25日付けで専決処分をさせていただきました。以上、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分を御報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。よろしく御願いたします。

○ 議長（金井康夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので、討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

御異議なしと認めます。よって、本案はこれを承認することに決しました。

◎条例議案の上程

○ 議長（金井康夫君）

次に日程第8、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例の制定について」から日程第15、議案第8号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（土屋秀夫君）

ただ今一括上程となりました、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例の制定について」から、議案第8号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」までの8議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書21ページ、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例の制定について」でございますが、別冊説明資料3ページを御覧ください。これは、臨時又は非常勤職員の給与に関して、その根拠を明確化するために制定するものでございまして、主な内容は、地方公務員法第24条第6項に基づき「臨時又は非常勤職員の給与に関する事項」を定めるものでございます。施行期日は、公布の日からといたします。

次に、議案書22ページ、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例の制定について」でございますが、別冊説明資料4ページを御覧ください。これは、後期高齢者医療広域連合の円滑な施行を図る基金を設置するため、制定するものでございまして、主な内容といたしましては、第2条で、積み立てる額は後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算で定める額としております。第3条で、特別会計歳入歳出の決算上、剰余金が生じた場合に、その剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さずに、この基金へ編入できるものと規定しています。この場合の編入する額は広域連合長が定める、としております。第7条は、基金を処分できる場合を規定しておりま

して、第1号では、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する後期高齢者医療給付のための財源に充てる場合、第2号では、高齢者の医療の確保に関する法律第116条第4項の規定による財政安定化基金拠出金及び高齢者の医療の確保に関する法律第117条第3項の規定による特別高額医療費共同事業拠出金の納付のための財源に充てる場合、第3号では、高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項第2号に規定する事業により財政安定化基金からの借入金を繰り上げて償還するための財源に充てる場合、第4号では、前3号に掲げるもののほか広域連合長が必要と認めた後期高齢者医療制度の経費の財源に充てる場合、と規定しております。施行期日は、平成21年4月1日からといたします。

次に、議案書24ページ、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊説明資料5ページ、6ページを御覧ください。これは、引用条項に誤りがあったため、改めるものでございます。内容といたしましては、地方公務員法の「第7条第2項」を「第7条第3項」に改めるものでございます。施行期日は、公布の日からといたします。

次に、議案書25ページ、議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊説明資料7ページ、8ページを御覧ください。これは、業務量が当初の予定を大幅に超える状態であることに対応するため、職員の増員を検討していること、また今後、年度途中の緊急的な増員を必要とした際に対応できるようにするため、改めるものでございます。内容といたしましては、広域連合長の事務部局に係る職員の定数を「24人」から「30人」に改めるものでございます。施行期日は、平成21年4月1日からといたします。次に、議案書26ページ、議案第5号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊説明資料9ページから12ページを御覧ください。これは、国家公務員の勤務時間の改定に伴い、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき国及び他の地方公共団体との勤務時間の均衡を保つため、広域連合職員の勤務時間とそれに関連する育児短時間勤務の勤務時間を改めるものでございます。主な内容といたしましては、一週間の勤務時間について「40時間」を「38時間45分」に、勤務時間の割り振りについて、1日につき「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございます。なお、附則により、職員の育児休業等に関する条例につきましても、勤務時間の改正に伴い、育児短時間勤務時間の割り振りを改めるものでございます。施行期日は、平成21年4月1日からといたします。

次に、議案書27ページ、議案第6号「群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊説明

資料 13 ページ、14 ページ、15 ページを御覧ください。これは、地方自治法の改正に伴うもの、前橋市と富士見村及び高崎市と吉井町の合併に伴うもの、そして報酬の支給事務の効率化を図るため、改めるものでございます。主な内容といたしましては、まず、議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例で、題名及び条文中の「報酬」を「議員報酬」に改めること、別表から富士見村、吉井町を削ること、報酬の支給時期について年1回を年2回に改めることとでございます。次に、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例で、根拠法令について地方自治法第203条を第203条の2に改めること、報酬の支給時期について年2回を年1回に改めることとでございます。施行期日は、公布の日としますが、そのうち報酬の支給方法に係る部分は平成21年4月1日、富士見村に係る部分は平成21年5月5日、吉井町に係る部分は平成21年6月1日といたします。

次に、議案書29ページ、議案第7号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊説明資料16ページ、17ページを御覧ください。これは、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るために、国から交付される平成20年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金による基金を造成して、所得の少ない方及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する更なる保険料の負担軽減策を実施できるようにするため、改めるものでございます。主な内容といたしましては、第6条第1号中「平成20年度」を「平成20年度及び平成21年度」に改め、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の激変緩和措置の1年延長を規定するものでございます。また、第6条に、この基金で処分できる事項として、3点を追加して規定しております。1点目といたしましては、広域連合及び市町村が実施する説明会の開催及び周知広報のための経費の財源に充てる場合、2点目としては、広域連合及び市町村において、きめ細やかな相談を実施するための体制整備を講じるための経費の財源に充てる場合、3点目としては、所得の低い方に係る均等割の7割軽減を9割軽減に拡大して実施する、上乘せの2割分の財源に充てる場合及び所得割の5割軽減のための財源に充てる場合、でございます。施行期日は、公布の日からとし、平成22年度末をもって効力を失うものといたします。

次に、議案書31ページ、議案第8号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、別冊説明資料18ページから21ページを御覧ください。これは、後期高齢者医療制度の円滑な運営と制度の定着を図るため、所得の低い方への更なる負担軽減と被扶養者であった方への激変緩和措置の継続を実施するため、改正するものでございます。主な内容といたしましては、所得の少ない方への所得割額の軽減措置として、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者について、所得割額を5割軽減するように講ずるもの、均等割額の軽減

措置として、7割軽減に該当する世帯のうち、被保険者全員が公的年金等の収入で80万円以下であり、各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合は、均等割額を9割軽減するよう講ずるものでございます。そして平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、9割軽減するよう講ずるものでございます。施行期日は、平成21年4月1日からといたします。以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（金井康夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより上程中の議案8件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより上程中の議案8件に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（金井康夫君）

起立全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（金井康夫君）

起立全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（金井康夫君）

起立全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(金井康夫君)

起立全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(金井康夫君)

起立全員です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(金井康夫君)

起立全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(金井康夫君)

起立全員です。よって、第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長(金井康夫君)

起立全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長(金井康夫君)

次に、日程第16、議案第9号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」及び日程第17、議案第10号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第4号)」についてを一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長(松浦幸雄君)

ただ今一括上程となりました、議案第9号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算補正予算(第1号)」及び議案第10号「平成20年度群馬県後期高齢

者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）」の２議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書、３５ページを、御覧をいただきたいと思います。まず、議案第９号「平成２０年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算補正予算（第１号）」ですが、平成２０年度歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１１億５千３百５５万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１２億９千百５４万３千円といたしたいというものであります。

次に、５３ページを、御覧をいただきたいと思います。議案第１０号「平成２０年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）」ですが、平成２０年度歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ３６億１千４百５４万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１千５百６０億５千百３１万８千円といたしたいというものであります。詳細につきましては事務局から説明させていただきますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（金井康夫君）

事務局長。

○ 事務局長（土屋秀夫君）

まず議案第９号「平成２０年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」につきまして提案理由の御説明を申し上げます。お手元の議案書、３６ページと３７ページ、第１表歳入歳出予算補正を御覧ください。平成２０年度歳入歳出予算の総額１億３，７９８万８千円に、歳入歳出それぞれ１１億５，３５５万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１２億９，１５４万３千円としたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。４２ページと４３ページを御覧ください。それでは、歳入について御説明いたします。第１款第１項第１目「市町村負担金」は、規約に基づきます市町村負担金の共通経費分で、歳出の第２款「一般管理費」などの共通経費の減額により、１，６９１万円の減額となるものでございます。第２款「国庫支出金」ですが、第２項第２目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」は、平成２１年度の特別対策として実施します低所得者に係る均等割の７割軽減から９割軽減への拡大及び所得割の５割軽減並びに平成２１年度の特例措置として実施します被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料徴収の激変緩和措置に係る財源等として、広域連合に基金を造成するための交付金で、１１億４，６７１万２千円を追加するものでございます。第６款「繰越金」は平成１９年度一般会計決算に伴い、２，４１１万５千円を追加するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

それでは、46ページと47ページを御覧ください。歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。まず、第2款第1項第1目「一般管理費」でございますが、事務局運営に係る一般管理的経費について、決算見込みにより、757万9千円の減額とするものでございます。主なものとしたしましては、19節の市町村負担金において、広域連合に派遣されている12名分の人件費負担金を、制度見直し等に対処するための時間外勤務増加に伴い、1,068万6千円を追加するものでございます。48ページ及び49ページを御覧ください。第6款「基金積立金」は、平成21年度の特別対策として実施します低所得者に係る均等割の7割軽減から9割軽減への拡大及び所得割の5割軽減並びに平成21年度の特例措置として実施します被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料徴収の激変緩和措置に係る財源等として、広域連合に基金を造成するための「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」及び基金利子を積み立てるもので、11億4,793万2千円を追加するものでございます。一般会計補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、議案第10号「平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」につきまして提案理由の御説明を申し上げます。お手元の議案書、54ページと55ページ、第1表歳入歳出予算補正を御覧ください。平成20年度歳入歳出予算の総額1,596億6,586万7千円から、歳入歳出それぞれ36億1,454万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,560億5,131万8千円といたしたいというものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。60ページと61ページを御覧ください。それでは、歳入について御説明いたします。第1款「市町村支出金」でございます。第1項第1目「事務費負担金」は、広域連合規約に定める共通経費を構成市町村から御負担いただくものでございますが、歳出第1款「一般管理費」などの共通経費の減額及び国庫補助対象事業の拡大等により、9,835万円の減額となるものでございます。次に、第2目「保険料等負担金」は、市町村が徴収した保険料を広域連合へ納付するものでございますが、このうち、保険基盤安定負担金においては、平成20年度の特例措置として実施いたしました被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割の軽減額について、当初、対象者数が不明であったため予算に見込んでいなかった対象者数が確定したことから4億4,464万7千円の追加となりました。一方、平成20年度の特例措置として実施いたしました低所得者に係る均等割の7割軽減から8.5割軽減への拡大と所得割の5割軽減のための財源が国から措置されたことから12億8,828万7千円の減額となり、目の合計では4億4,364万の減額となったものでございます。続きまして2款「国庫支出金」でございます。第1項第1目「療養給付費負担金」は、歳出の「保険給付費」の見

込みに基づき算出した結果、7,909万5千円の追加となるものでございます。第2項第1目「調整交付金」は10億2,855万5千円の減額ですが、普通調整交付金については、歳出の「保険給付費」の見込みにより算出した結果、3億8,734万5千円の減額になり、特別調整交付金については、国の補正予算により、特別対策に係る保険料軽減のための財源が特別調整交付金から高齢者医療制度円滑運営事業費補助金により措置されることに伴い、変更されたため、6億4,121万円の減額となるものでございます。第2目「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」は、平成20年度の特別措置として実施いたしました低所得者に係る均等割の7割軽減から8.5割軽減への拡大及び所得割の5割軽減のための財源として措置されるもので、7億4,314万4千円を追加するものでございます。続きまして第3款「県支出金」でございますが、歳出の「保険給付費」の見込みに基づき算出した結果、2,636万5千円の追加となるものでございます。続きまして第4款「支払基金交付金」でございますが、歳出の「保険給付費」の見込みに基づき算出した結果、23億4,919万7千円の減額となるものでございます。62ページと63ページを御覧ください。続きまして第6款第2項第1目「基金繰入金」でございますが、これは平成20年度の特例措置として実施いたしました被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置に伴い、その財源を補填するため、平成19年度に国から交付されました高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金により造成した後期高齢者医療制度臨時特例基金から、保険料の軽減分を繰り入れるものでございますが、被用者保険の被扶養者であった被保険者の対象者数が確定したため再計算した結果、1億4,121万2千円の減額となるものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

64ページと65ページを御覧ください。歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。まず、第1款第1項第1目「一般管理費」でございます。特別会計の運営に係る一般管理的経費については、決算見込みにより、7,851万2千円の減額とするものでございます。補正の内訳の主なものとしては、12節の通信運搬費は医療費のお知らせ、手数料は特定健診データ管理システム手数料の実績がそれぞれ予算の見込みを下回ったことにより減額するものでございます。13節の委託料はレセプト点検の件数が見込みを下回ったことによる減額でございます。19節の補助金は、特別対策に係る市町村の周知及び広報や窓口におけるきめ細かな相談体制を講じる経費並びに人間ドック事業に対する補助金で、2,623万1千円を追加するものでございます。次に第2款「保険給付費」は給付実績が見込みを下回ったことにより、39億3,365万9千円の減額とするものでございます。第8款「予備費」につきましては、保険料算定時に設定いたしました1,000万円のほか、20年度の医療給付費等の支出が11か月分となることにより生じる保険料収入差額相当分を合わせて予備費に計上してございますが、これは、

保険料を2年間の財政計画期間において均等に設定したことにより生ずるものであり、平成21年度の財源となるものでございまして、保険給付費の減額などにより、決算見込により4億273万1千円を追加するものでございます。以上、御説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（金井康夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより上程中の議案2件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより上程中の議案2件に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（金井康夫君）

起立全員です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（金井康夫君）

起立全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎ 予算議案の上程

○ 議長（金井康夫君）

次に日程第18、議案第11号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第19、議案12号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（松浦幸雄君）

ただ今一括上程となりました、議案第11号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広

域連合一般会計予算」及び議案第12号「平成21年度 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書71ページを、御覧をいただきたいと思います。まず、議案第11号「平成21年度 群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、第1条は、歳入歳出の総額を、それぞれ1億4千3百54万8千円と定めるものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、1千万円と定めるものでございます。一般会計では、主に議会や事務局運営にかかる予算を計上してありますが、歳入の中心が構成市町村からの負担金でございますので、市町村の負担を考慮し、極力経費の節減に努めるなど、費用対効果を踏まえた予算を編成いたしました。

それでは、議案書91ページを御覧いただきたいと思います。議案第12号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。第1条は、歳入歳出の総額を、それぞれ1千8百41億4千9百61万円と定めるものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、100億円と定めるものでございます。この特別会計は、後期高齢者医療制度の運営にかかる予算を、一般会計とは区別して設けているものでございます。歳入では、市町村、国、県からの公費負担である支出金が歳入の約5割を占め、若年層からの支援金である支払基金交付金が約4割、市町村支出金に含まれておりますが、被保険者からの保険料は約1割となっております。歳出は、医療機関への保険給付費が主なものでございます。詳細につきましては事務局から説明させますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（金井康夫君）

事務局長。

○ 事務局長（土屋秀夫君）

まず議案第11号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。予算書に基づきまして、御説明いたします。お手元の議案書の72ページ及び73ページを御覧ください。平成20年度一般会計の歳入歳出予算の総額は1億4,354万8千円でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により主なものを御説明申し上げます。まず、歳入でございます。78ページ及び79ページを御覧ください。第1款「分担金及び負担金」は規約に基づきます市町村負担金の共通経費分で、1億2,980万4千円でございます。第2款「国庫支出金」及び第3款「県支出金」は、保険料の不均一賦課にかかる負担金でそれぞれ547万5千円でございます。

次に歳出でございます。82ページ及び83ページを御覧ください。まず、第1款「議

会費」は86万7千円で、議員19名の報酬、費用弁償及び、議会開催時の会場使用料でございます。次に第2款第1項第1目「一般管理費」でございます。広域連合を運営するための一般管理的な経費1億2,451万円を計上してございます。内訳の主なものでございますが、14節の建物賃借料1,338万7千円は広域連合事務局の事務室賃借料と遠距離通勤する職員の宿舍3戸分の経費でございます。84ページ及び85ページを御覧ください。19節の市町村負担金では、市町村職員人件費負担金12名分が9,750万円でございます。なお、その他の12名分の人件費につきましては、業務勘定として特別会計に措置してございます。次に第2目「企画費」でございます。後期高齢者医療懇談会の運営のための経費でございまして49万6千円を計上しております。その他、公平委員会、選挙管理委員会及び監査委員などの所要額を措置いたしております。第3款「民生費」でございますが、第1項第1目老人福祉費28節繰出金1,095万2千円は保険料の不均一賦課に係る国及び県からの負担金を特別会計に繰り出すものでございます。予備費は前年度同額の500万円を措置してございます。一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、議案第12号「平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。予算書に基づきまして、御説明いたしますので、お手元の議案書の92ページ及び93ページを御覧ください。平成21年度特別会計の歳入歳出予算の総額は1,841億4,961万円でございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により主なものを御説明申し上げます。まず、歳入でございます。98ページ及び99ページを御覧ください。第1款「市町村支出金」でございます。第1項第1目「事務費負担金」7億2,404万7千円は、特別会計における保険料の充当対象事業以外の一般管理的経費に対する市町村負担金の共通経費分でございます。第2目「保険料等負担金」157億9,110万2千円は、市町村で徴収した保険料等128億1,939万円のほか、低所得者及び被用者保険の被扶養者の保険料の減額賦課に係る市町村からの負担金であります保険基盤安定負担金29億7,171万2千円でございます。第3目「療養給付費負担金」141億1,791万円は、療養の給付等に要する費用等の額の12分の1を、市町村の一般会計において御負担いただくものでございます。続きまして、第2款「国庫支出金」でございます。第1項第1目「療養給付費負担金」423億5,373万円は、療養給付費等の12分の3を、国において負担するものでございます。第2目「高額医療費負担金」4億3,058万7千円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の4分の1を、国において負担するものでございます。第2項第1目「調整交付金」153億530万円は、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するため、療養給付費等の12分の1を、国が交付するものでございます。第2目

「後期高齢者医療制度事業費補助金」1億1,821万8千円は、広域連合が実施する健康診査事業及び医療費適正化事業等に対する国庫補助金でございます。続きまして、第3款「県支出金」でございます。第1項第1目「療養給付費負担金」141億1,791万円は、療養給付費等の12分の1を、県において負担するものでございます。100ページ及び101ページを御覧ください。第2目「高額医療費負担金」4億3,058万7千円は、被保険者が受けた療養に係る費用等の80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分の4分の1を、県において負担するものでございます。第4款「支払基金交付金」773億824万9千円は、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から徴収する若年層からの支援金を、後期高齢者交付金として、広域連合に対し交付するものでございます。第5款「特別高額医療費共同事業交付金」7億9,256万2千円は、400万円を超える著しく高額な医療費のうち、200万円を超える額について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業からの交付金でございます。続きまして、第7款「繰入金」でございます。第1項第1目「一般会計繰入金」1,095万1千円は一般会計で受け入れた保険料の不均一賦課に係る国及び県の負担金を繰り入れるものでございます。102ページ及び103ページを御覧ください。第2項第1目「基金繰入金」11億2,635万5千円は低所得者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する更なる保険料負担の軽減のための財源として、平成20年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により造成した基金からの繰り入れを行うものでございます。第8款「繰越金」15億2,060万8千円は、保険料を2年間の財政計画期間において、均等に設定したことによる保険料収入の平成21年度財源不足分相当額を、平成20年度からの繰越金として見込むものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、104ページ及び105ページを御覧ください。歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。まず、第1款第1項第1目「一般管理費」でございますが、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など一般管理的経費、7億2,688万2千円を計上してございます。内訳の主なものといたしましては、11節の印刷製本費2,532万8千円は制度周知用リーフレット等の作成に係る経費でございます。12節の通信運搬費7,484万1千円は被保険者に対する医療費のお知らせや、広域連合電算システムの回線使用料等に係る経費でございます。手数料2,947万9千円は、特定健診データの管理及び、被用者保険の被扶養者情報の提供に係る経費等を措置してございます。13節の委託料4億1,171万3千円は、被保険者証等の作成、レセプト点検並びに広域連合電算システムの運用保守及び改修等にかかる経費でございます。14節の電算システム賃借料4,641万4千円は広域連合電算システムに係るリース料等でございます。19節の市町村負担金1億2,350万円は、特別会計に係る市町村職員

人件費負担金12名分でございます。次に第2款「保険給付費」1,811億9,103万8千円は、被保険者の療養の給付に要する費用等、及びレセプトの審査及び診療報酬の支払いに係る手数料並びに、106ページの葬祭費でございます。106ページ及び107ページを御覧ください。第3款「財政安定化基金拠出金」4,498万7千円は、保険料の未納や給付増等による広域連合財政への影響に対処する基金を国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出して設置するもので、その広域連合負担分でございます。第4款第1項第1目「特別高額医療費共同事業拠出金」7億9,256万3千円は、400万円を超える著しく高額な医療費のうち、200万円を超える額について、国保中央会が各広域連合からの拠出金により交付金を交付する共同事業への拠出金でございます。続きまして第5款「保健事業費」でございます。第1項第1目「健康診査費」8億9,045万9千円は、市町村に委託して実施する健康診査事業に係る委託料でございます。第2目「その他健康保持増進費」7,606万5千円は、重複・頻回受診者への訪問指導、市町村の実施する人間ドック事業の助成等に係る経費でございます。108ページ及び109ページを御覧ください。第6款「基金積立金」3億8,825万5千円につきましては、保険料収入の剰余分を医療給付費等準備基金に積立てるものでございます。第7款第1項第1目「利子」1,787万7千円につきましては、一時借入金の利子でございます。第8款第1項第1目「保険料還付金」1,000万円につきましては、市町村において過年度に納付された保険料の還付が発生した場合に還付金を支出するものでございます。第9款「予備費」1,000万円につきましては、保険料対象経費について、予算外の支出を必要とした場合の予備費でございます。歳出につきましては、以上でございます。よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（金井康夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより上程中の議案2件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番黒澤議員。

○ 16番（黒澤功君）

市町村の負担金についてお伺いします。条例の改正等の中にもありましたが、吉井町につきましては、本年21年度の6月1日をもって高崎と合併するわけですが、その場合の負担金等の考え方、その予算措置の考え方はどんなふうになっているのでしょうか。

○ 議長（金井康夫君）

事務局長。

○ 事務局長（土屋秀夫君）

ただ今の議員さんの御質問に対してお答えいたします。吉井町が高崎市に合併するこ

とに伴いまして、高崎市が継承するという事で御理解いただきたいと思ひます。

○ 議長（金井康夫君）

16番黒澤議員。

○ 16番（黒澤功君）

ちょっとよくわからないのですけれども、吉井町の当初、4、5月分については、どんなふうにも、高齢者割とか、人口割とか、均等割もありますけれども、その辺につきまして。

○ 議長（金井康夫君）

事務局長。

○ 事務局長（土屋秀夫君）

合併する以前の4、5につきましては月割りで私どもいただく予定でございます。

○ 議長（金井康夫君）

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより上程中の議案2件に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので討論を終わります。これより、議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（金井康夫君）

起立全員です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（金井康夫君）

起立全員です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎規約変更協議の上程

○ 議長（金井康夫君）

次に、日程第20、議案第13号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協

議について」及び日程第 21、議案第 14 号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」を一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（土屋秀夫君）

ただ今上程されました議案第 13 号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」及び、議案第 14 号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」の提案理由の御説明を申し上げます。

初めに議案第 13 号についてでございますが、お手元の議案書 112 ページを御覧ください。これは、議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害に対する補償事務を共同処理するため、加入している群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議でございます。協議の内容について御説明申し上げます。113 ページを御覧ください。群馬県市町村総合事務組合の組織団体である榛名興産市町村組合が平成 21 年 3 月 31 日限りで解散することにより、別表中の文言を整理するための規約変更について協議するものでございます。

次に議案第 14 号についてでございますが、お手元の議案書 114 ページを御覧ください。議案第 13 号と同様の群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議でございます。115 ページを御覧ください。平成 21 年 6 月 1 日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である吉井町が廃され、その区域が同組合の組織団体である高崎市に編入されることにより、別表中の文言を整理するための規約変更について協議するものでございます。以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（金井康夫君）

ただ今提案理由の説明が終わりました。

これより上程中の議案 2 件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので、質疑を終わります。

これより上程中の議案 2 件に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（金井康夫君）

ないようですので討論を終わります。

これより、議案第 13 号及び議案第 14 号を一括採決いたします。本案は原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（金井康夫君）

起立全員です。よって、第 13 号及び議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○ 議長（金井康夫君）

次に、日程第 22、一般質問を行います。通告順序に従い、質問を許可いたします。

16 番黒澤功議員。

○ 16 番（黒澤功君）

議長より許可をいただきましたので群馬県後期高齢者医療懇談会についてお伺いいたします。懇談会につきましては、平成 19 年ですか、19 年の秋に懇談会が設置され、そして会議がおこなわれたという説明をいただきました。その際に懇談会の委員さんの名簿等をいただきましたが、この後期高齢者医療制度の制度自体がなかなか当時も国民の中に浸透されない、理解されない、そういう状況の中で、なかなか広域連合の議会も住民の声が通りにくいというようなシステムになっているという中から、懇談会につきましても、一般の住民の声が反映されるように公募の委員さんを入れていただけないかということでの質問等をさせていただきまして、事務局長、当時の事務局長が検討していきたいという答弁をいただいています。この懇談会がその後、平成 19 年に 3 回開かれまして、その後についてはどういう状況になっているか、ということがわからないまま来ているんですが、今度の 21 年度予算等にも懇談会の会議の予算等が含まれているので、当然これから開かれることもあろうかと思いますが、過去の開催状況について、過去 3 回だけだったのかどうか、今後の予定については、どんな予定になっているかということについて、まず一点目をお伺いします。それから懇談会の位置づけについてなんですけども、これにつきましては条例等が見当たらないと思います。各自治体で国保の運営協議会、名前は各自治体で違うかもしれませんが、そういう運営協議会等と比較してちょっと違うのかな、という感じがしますので、その辺の位置づけ、それから条例等がなく、このままこういう状況でいくのかどうか、というようなことについてお伺いします。それから 3 点目ですが、委員の構成につきましては、先ほど述べましたように公募による委員さんの追加、これを 21 年の 8 月が任期満了というふうになっているようなので、そのときまでにそういうことは検討されるのかどうか、新しくそういう制度として実施できるのかどうか、ということについて、以上 3 点をお伺いします。

○ 議長（金井康夫君）

事務局長。

○ 事務局長（土屋秀夫君）

ただ今の議員さんの御質問3点について、順を追ってお答えさせていただきます。まず一点目でございますが、懇談会の開催につきましてでございます。平成19年度におきまして懇談会を3回いたしました。これは保険料の算定等について、広く御意見を伺うということで開催をさせてもらったものでございます。平成20年4月から制度が運用されまして施行されたわけでございますが、御承知のとおり制度が運用された当初から大変な混乱が生じまして、私どももその国の制度変更など、あるいは住民への制度の周知、そういう部分が非常に急を要したということで、平成20年度、これまでは国との御指導に基づき事務局で対応を図るということで周知、対応することとしておりました。なお、本年度中は、今のところ、懇談会を開催する案件がございませんので開催予定はございませんが、また平成21年度は、予算の計上もございますので21年度になりましたら、懇談会等も検討していきたいと考えております。

2点目でございますが、2点目は国民健康保険の運営協議会との違いということであろうと思いますが、国民健康保険の運営協議会は国民健康保険法第11条の規定に基づきまして、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するための市町村に置かれるものでございます。市町村長の附属機関として委員定数も条例で定めております。一方本件の後期高齢者医療懇談会につきましては、法律上の定めはございませんで、広く長寿医療制度の運営に関して、御意見をお聞きするために、任意に設置したものでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に三点目でございますが、懇談会の委員さんのことでございますが、先ほど議員さんからお話がありましたように、本年8月に委員さんにつきましては任期満了になりますので、来期の委員さんの構成や選任方法につきましても、今後公募等の方法も含めて検討して参りたいと考えております。よろしくお願いたします。

○ 議長（金井康夫君）

16番黒澤議員。

○ 16番（黒澤功君）

1点目、2点目については、おおよそ理解できましたので三点目の委員の公募についてなんですが、検討していくということでありまして、もうちょっとくわしくといいますか、はっきりと公募の委員さんを設置していく方向で検討するのか、その場合に何人くらい、2人なり3人とかいうようなところまでの方向性というのが欲しいと思うのですが、その辺については、まだ検討されていないということでありましようか。またそういう方向でぜひお願いしたいと思っておりますけれども、その辺の見解をお願いします。

○ 議長（金井康夫君）

事務局長。

○ 事務局長（土屋秀夫君）

公募につきまして、という御質問でございますが、現在の委員さんにつきましては各界、各層のバランス等を考慮して構成されています。今回公募等のお話でございましたが、全体のバランス、人数も含めても検討になりますので、今の段階では何人とか、そういう具体的な話にはならないかなと思います。新しい体制、また今おいでいただいている委員さんの中にも、場合によると変更になる場合もございますので、それも含めて4月以降の検討となるかとございます。以上でございます。

○ 議長（金井康夫君）

16番黒澤議員。

○ 16番（黒澤功君）

ちょっとしつこくなるんですが、今選出されている委員さんについては、推薦という形だと思うんですね。それぞれの各界から、バランスを考えてということ。推薦された委員さんがすべてということではないんですけども、一般的にそういう場合にはなかなか、意に沿わない意見というのは出しにくい、そういう状況にあると思うんですね。そういう意味で住民の率直な意見が反映されるように、こういう推薦以外に公募して一般から委員さんが出せるような形をとっていただければ、懇談会の意味づけもより鮮明になる。そういう風に考えますので、繰り返しになりましたがぜひ、そういうことで検討していただきたいと思います。

○ 議長（金井康夫君）

事務局長。

○ 事務局長（土屋秀夫君）

再度の質問でございますが4月以降、懇談会の開催につきましては、検討して8月の委員改正までには、大枠を定めていきたいと考えております。その意見は懇談会の委員さんについて公募ということも十分承知しておりますので、それも踏まえての検討ということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○ 議長（金井康夫君）

以上で一般質問を終了いたします。

これで、今期定例会に上程されました案件はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長（金井康夫君）

これをもちまして、平成21年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

午後2時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年2月13日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 金 井 康 夫

議 員 藤 生 英 喜

議 員 黒 澤 功

参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 平成21年2月13日（金） 1日間】

事件番号	件名	審議結果
同意 第1号	副広域連合長の選任について	原案同意 鈴木和雄
同意 第2号	公平委員会の委員の選任について	原案同意 戸所仁治
承認 第1号	平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について	原案承認
承認 第2号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について	原案承認
議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例の制定について	原案可決
議案 第2号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例の制定について	原案可決
議案 第3号	群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第4号	群馬県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第5号	群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第6号	群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第7号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第8号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案 第9号	平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第10号	平成20年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	原案可決

議案 第11号	平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
議案 第12号	平成21年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案 第13号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	原案可決
議案 第14号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	原案可決